

審査基準及び標準処理期間

所属名	高齢者支援課
内線番号	4574

No.	項目	内容
①	処分名	老人福祉法に基づく老人ホーム設置認可
②	法令名	老人福祉法
③	法令番号	昭38法律第133号
④	根拠条項	第15条第4項、第17条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第15条 4 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。</p> <p>第17条 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。</p> <p>(法第15条第4項の規定による認可:第3条)</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例(平成24年7月27日京都府条例第24号) ・老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年9月14日京都府規則第40号) ・老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例(平成24年7月27日京都府条例第25号) ・老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年9月14日京都府規則第41号)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	高齢者支援課福祉サービス担当(075-414-4574)
⑬	備考	